

北後志周産期医療協議会設置要綱

(設置)

第1条 北後志地域における周産期医療体制を安定的に維持することについて協議し、社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院に対して北後志地域が一体となり、バックアップ体制の充実を図るため、北後志周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 小樽市医師会長
- (2) 余市医師会長
- (3) 社会福祉法人北海道社会事業協会理事長
- (4) 社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院院長
- (5) 積丹町長
- (6) 古平町長
- (7) 仁木町長
- (8) 余市町長
- (9) 赤井川村長
- (10) 北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課医療参事
- (11) 北海道後志総合振興局保健環境部長
- (12) 小樽市長
- (13) 小樽市副市長
- (14) 小樽市病院事業管理者
- (15) 小樽市保健所長

2 協議会に会長及び副会長を置く。

3 会長は小樽市長、副会長は小樽市医師会長をもって充てる。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、前条第1項の規定による委員の出席があり、かつ、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認められるときは、周産期医療に関し、会議への委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員の所属する団体の随行者は、会議に同席できるものとする。

(ワーキンググループ)

第4条 協議会に、必要に応じワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、会長が委員の中から指名する者又は会長が依頼する委員以外の者をもって構成する。

3 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループの構成員から会長が指名する。

4 ワーキンググループの会議は、座長が招集し、その議長となる。

5 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会及びワーキンググループ（以下「協議会等」という。）の庶務は、小樽市保健所において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

北後志周産期医療協議会 委員名簿

(令和元年5月17日現在)

所属	役職名	氏名	備考
一般社団法人小樽市医師会	会長	阿久津 光之	副会長
一般社団法人余市医師会	会長	小嶋 研一	
社会福祉法人北海道社会事業協会	理事長	吉田 秀明	
社会福祉法人北海道社会事業協会 小樽病院	院長	柿木 滋夫	
積丹町	町長	松井 秀紀	
古平町	町長	貞村 英之	
仁木町	町長	佐藤 聖一郎	
余市町	町長	齋藤 啓輔	
赤井川村	村長	馬場 希	
北海道保健福祉部地域医療推進局 地域医療課	医療参事	人見 嘉哲	
北海道後志総合振興局保健環境部	部長	原田 智史	
小樽市	市長	迫 俊哉	会長
小樽市	副市長	小山 秀昭	
小樽市病院事業管理者	病院局長	並木 昭義	
小樽市保健所	所長	貞本 晃一	